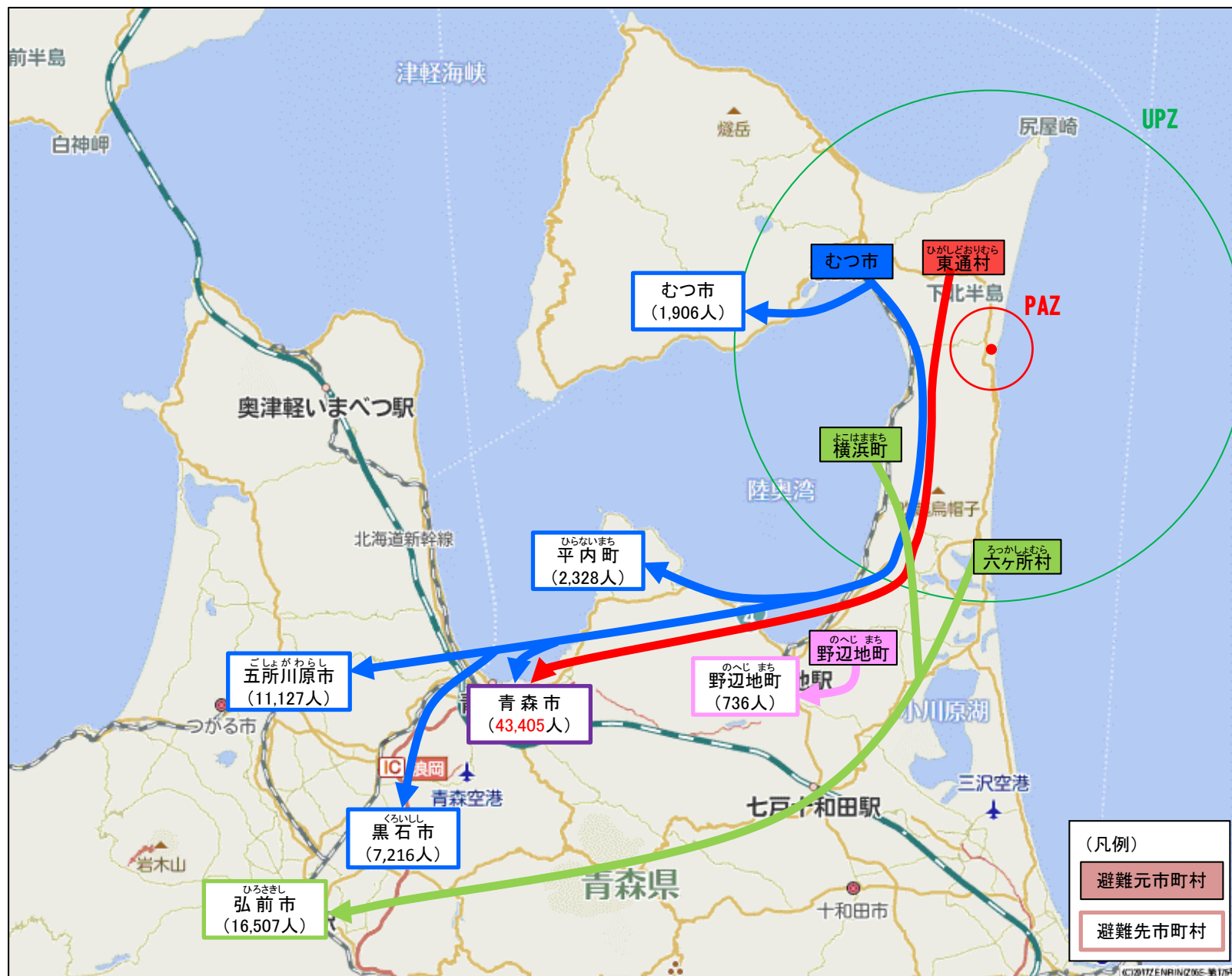


UPZ内住民の一時移転等③【P】



※ ()は受入可能人数

- UPZ内にある入院病床を有する医療機関(7施設650床)と社会福祉施設等(58施設1,639人)については、施設ごとの避難計画を作成済み。
- 避難先施設については、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度」に基づき、避難の受入れを行う医療機関及び社会福祉施設をあらかじめ登録。原子力災害が発生した場合、青森県災害対策本部は、当該登録先施設に入院患者・入所者の受入要請を行い、一時移転等の準備を調整。【P】

<UPZ内>

<UPZ外(青森市、弘前市等)>

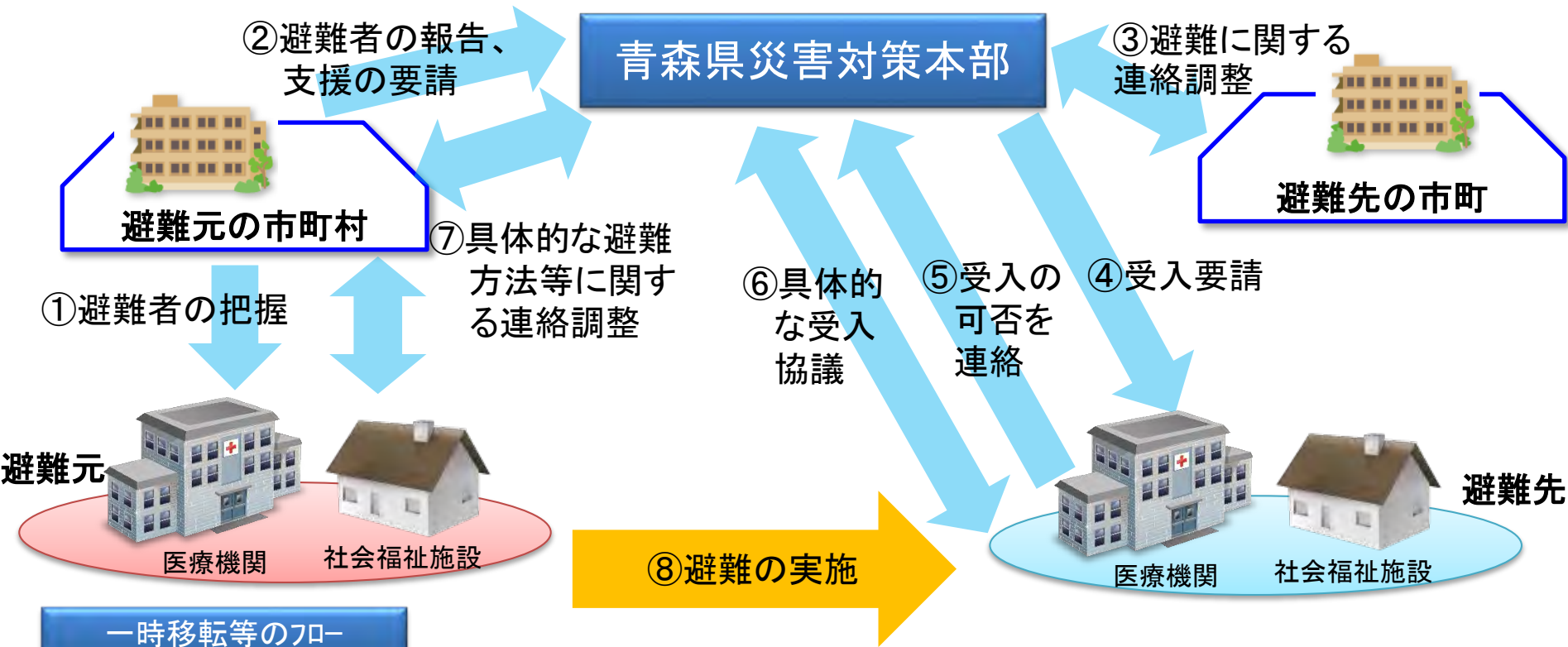
施設区分	施設等数	入院定床・入所定数
医療機関	7	650人
社会福祉施設等	58	1,639人
高齢者施設等	38	1,349人
障害児(者)入所施設等	20	290人
合計	65	2,289人



受入施設数	受入可能人数
16	651人
182	1,680人
166	1,376人 ^{※2}
16	304人
198	2,331人

※1 基本的には、同種の施設間で避難を実施
 ※2 高齢者施設等の受入可能人数は、高齢者施設等の1,184人のほか、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、避難元の高齢者施設等の入所者のうち要介護1以下の者(192人)を、旅館・ホテル等で受入れるものとして含んだ数字
 ※3 施設数、人数については、平成29年11月24日現在

- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、青森県災害対策本部は、あらかじめ避難先として登録されている青森市等の医療機関・社会福祉施設等に入院患者・入所者の受入を要請。具体的な受入の協議を行ったうえ、避難元の医療機関・社会福祉施設等に連絡し、一時移転等を実施。**【P】**



一時移転等のフロー

- UPZ内の医療機関・社会福祉施設等（避難元病院等）は、東通原子力発電所で異常事象が発生又はそのおそれがあるという情報を入手した時点で、施設内に管理者を本部長とする応急対策本部を設置し、一時移転等に備えた準備を開始。
- 避難元の市町村災害対策本部は、原子力災害対策本部から受けた一時移転等の指示を避難元病院等に伝達するとともに、入院患者・入所者等に関する基本情報を把握し、県の災害対策本部に伝達。
- 県の災害対策本部は、避難先の市町村災害対策本部と連絡調整するとともに関係機関の協力を得て、あらかじめ避難先として登録されている医療機関・社会福祉施設等（避難先病院等）に対し入院患者・入所者の受入を要請し、一時移転等の準備を調整。
- 県の災害対策本部は、避難元の市町村災害対策本部を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる避難先病院等を連絡。
- 避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

UPZ内の学校・保育所等の防護措置【P】

- 警戒事態により関係市町村から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、全面緊急事態の時点で引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、市町村災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、**避難所**で児童等を保護者へ引き渡す。【P】
- **学校、保育所等**は随時、**児童等の帰宅状況や屋内退避状況について**、市町村災害対策本部と連携を図る。【P】



警戒事態
(例 **大地震(震度6弱)、
大津波)**)

原子力
事業者

国

青森県

関係市町村

行政機関

教育機関

施設ごとの危機管理マニュアル
などによって行動開始

役割分担表に基づき教職員等を配置

【P】

児童等を屋内へ誘導
(校舎内誘導)

人員確認
保護者連絡

帰宅指示

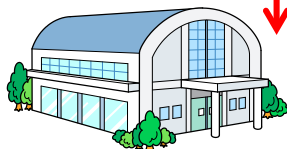
一時移転等
の指示



保護者へ引渡し

保護者

保護者へ引渡し



避難所

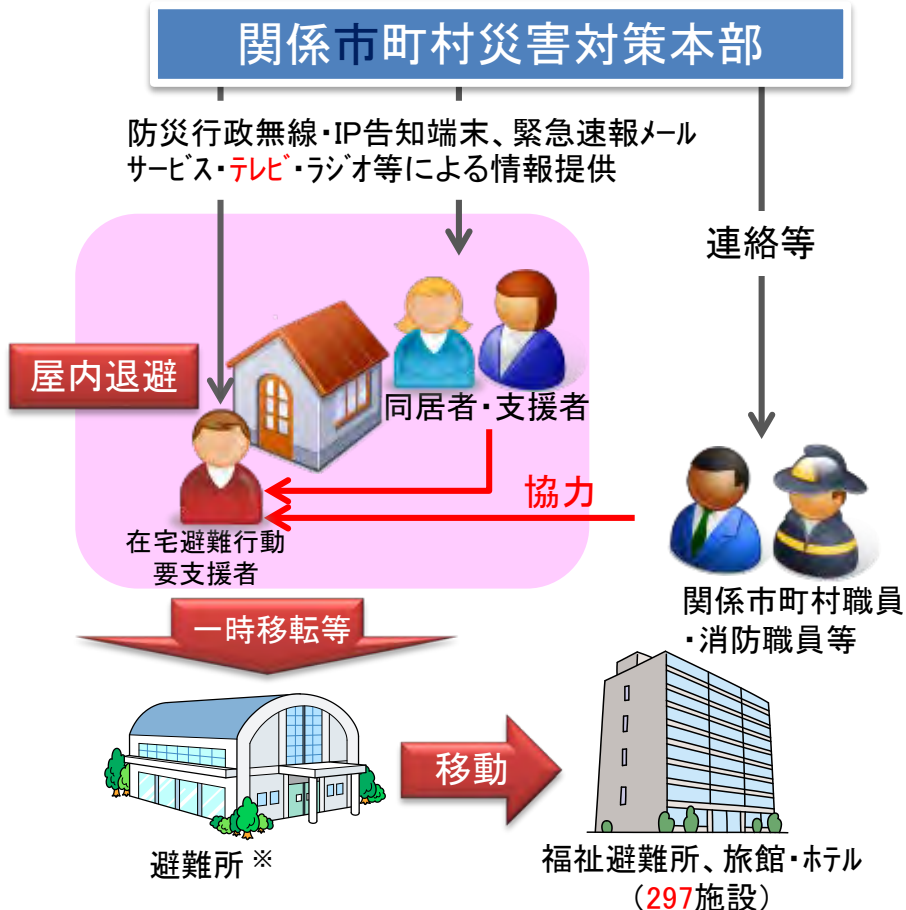
未引き渡し児童及び
教職員等の一時移転等

UPZ内の教育機関等の施設数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	24	2,114人
小学校	13	3,203人
中学校	11	2,001人
高等学校	4	1,683人
特別支援学校	1	88人
合計	53	9,089人

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置【P】

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、IP告知端末、緊急速報メールサービス、**テレビ**、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。**【P】**
- 連絡がとれない場合は、関係市町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等に協力。**【P】**
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町村が**選定**する避難所に移動。その後、関係市町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、健康状態に応じて福祉避難所や避難生活環境がより良い旅館・ホテルに、優先的に移動させる。**【P】**



※ 六ヶ所村においては、一次避難施設を経由

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

関係市町村	UPZ内
ひがしどおりむら 東通村	77人 (●●人)
むつ市	●●人 (●●人)
のへじまち 野辺地町	1人 (1人)
よこはままち 横浜町	362人 (●●人)
ろっかしよむら 六ヶ所村	155人 (●●人)
合計	●●●人 (●●●人)

※1 ()内は支援者有り。

※2 人数は、平成●年●月●日現在。

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、**避難の実施により健康リスクが高まる者**については、**輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した施設又は近傍のコンクリート建屋へ移動。**【P】
- 発電所から概ね10Km圏内を中心に、放射線防護機能を付加した施設(4施設)を整備し、最大●●人を収容可能【P】
- また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。【P】
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、●●●により食料等を供給。【P】

放射線防護対策施設(4施設)

ひがしどおり
東通中学校 (PAZ兼用)
 (収容可能者数: 350人)



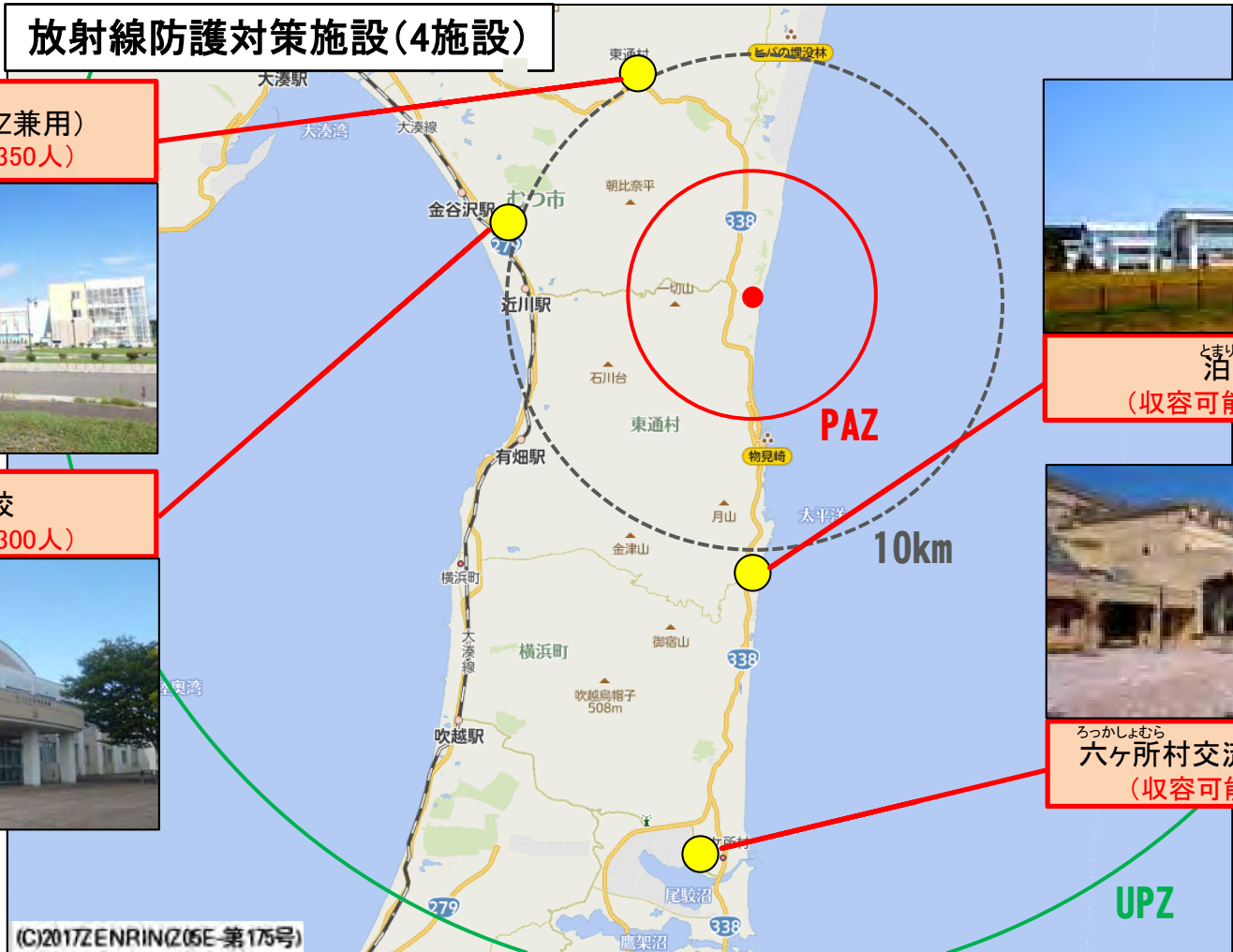
おくない
奥内小学校
 (収容可能者数: 300人)



とまり
泊小学校
 (収容可能者数: 250人)



ろっかしまむら
六ヶ所村交流プラザスワニー
 (収容可能者数: 254人)



(C)2017ZENRIN(05E-第175号)